官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二三）　一
○特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（経済産業六）　一九
○特許法施行規則等の一部を改正する省令（同七）　二六
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（環境三）　三六
〔告示〕
○自動車業における表示に関する公正競争規約、自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約及び二輪自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁二）　三四
○平成二十六年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（総務四〇）　三六
○名勝の権限委譲の区域を指定する件（文化庁三）　三八
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三〇）　三九
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十七年度裁判所職員採用試験施行計画（最高裁判所）　五七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五八
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　六三
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状取上げ処分関係　七四
会社その他
会社決算公告　七五

省令

○厚生労働省令第二十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百四十五号を第四百四十六号とし、第九十八号から第四百四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九十七号の次に次の一号を加える。

九十八　カンタキサンチン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六号

特許法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十日　経済産業大臣　宮沢　洋一

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　裁定（第四十一条―第四十五条）」を「第七章　裁定（第四十一条―第四十五条）　第八章　特許異議の申立て（第四十五条の二―第四十五条の六）」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に改める。

第四条の三第一項中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、同項第十二号中「判定請求前」の下に「、特許異議の申立て前」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十一号中「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十二号とし、同項第八号の次に次の三号を加える。

九　特許異議の申立て

十　特許法第百十九条第一項の規定による参加の申請（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）

十一　特許法第百二十条の五第一項の規定による意見書の提出（同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）

第七条中「特許庁長官」の下に「又は審判長」を加える。

第八条第一項中「判定請求書」の下に「、特許異議申立書」を加える。

第九条第四項中「特許庁長官」の下に「又は審判長」を加える。

第十条中「第四十三条の二第三項」を「第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項」に、「第十五条」を「第十条」に改め、「第二十七条の二第一項若しくは第二項」の下に「、第二十七条の四の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第七項」を、「第三十八条の二第三項」の下に「、第三十八条の十四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）」を、「特許庁長官」の下に「又は審判長」を加える。

第十一条中「様式第六十一の二」を「様式第六十一の六」に改める。